



調査研究事業D

「海洋秩序構築の多面的展開

——海洋「世論」の創成と拡大に向けて」

困難なテーマに取り組む調査・研究会活動、日本の政策サークルを底上げする実施体制

国際社会は、中国をはじめとする新興国の積極的な海洋進出などに対して、国際法の観点から違法性を主張することに終始してきた。しかし、それを主張し続けても聞き入れない国があり、ではそれにどう対処するのか、どの国もルールを守らざるを得ない、**つまりルールを守ることにインセンティブがある国際的な海洋世論を創設すること**を検討することが必要であり、それをどう進めるのかについて明らかにしようとしているのが本事業の大きな特徴であり、他の類似のプロジェクトにはない新規性である

主要な研究者
合計12名

(うち若手6名、女性2名、首都圏以外の在住者6名)
50% 17% 50%

特に、将来を有望視される選りすぐりの若手・中堅専門家も名を連ねる。
これらメンバーが各種の研究会合、海外シンクタンと共催のセミナーにおける積極的な登壇・報告、さらに論考執筆などを行い、日本の政策サークルの裾野を拡大し、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画も強化する。

公益財団法人 日本国際フォーラム
The Japan Forum on International Relations (JFIR)

[メルマガ登録](#)
[お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)
[人材募集](#)

[ホーム](#)
[日本国際フォーラムとは](#)
[組織](#)
[活動](#)
[ご入会](#)

研究会「海洋秩序構築の多面的展開 ——海洋『世論』の創成と拡大」

開校日：2021年2月10日 更新日：2021年3月1日

本研究会は、中国の積極的な海洋進出など、既存の海洋秩序の動揺に対して国際社会が有効に対処できていない中、従来のいわゆる「国際法アプローチ」に加え、「沿岸国の能力構築支援」、「海洋経済連携」、「海洋グローバル・イシューへの取組」などの新たな切り口から、国際的な海洋「世論」の醸成に向けたわが国及び国際社会全体にとって望ましい海洋空間創出の糸口を探り、そのための方策を取りまとめようとするものである。

以上の目的を達成するために、本研究会は、以下のメンバーを中心に、調査・研究活動を実施している。

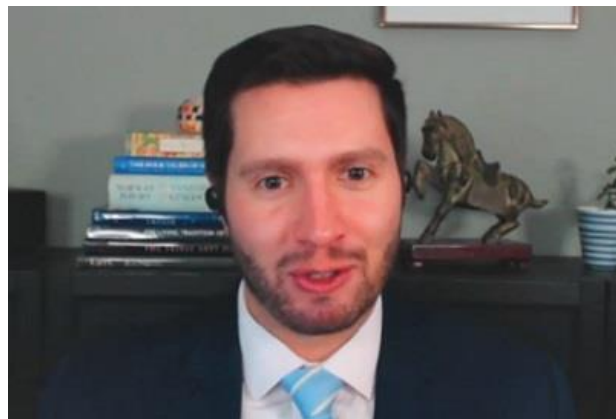
メンバー構成

主査	伊藤 剛	JFIR上席研究員／明治大学教授
顧問	坂元 茂樹	同志社大学教授／神戸大学名誉教授
メンバー	石川 智士	東海大学教授
	合田 浩之	東海大学教授
	小森 雄太	笹川平和財団海洋政策研究所研究員



諸外国シンクタンク・有識者との関係強化と 日本の主張の世界への発信

★多彩な世界各国の主要シンクタンク・
有識者、実務者との研究交流を実施★
主な共催セミナー・シンポジウム



日本の主張のイン
プット

定例研究会合
米国国CSIS研究員
と世界の先端を行く
中国の海洋船舶につ
いて討論



日中意見交換会
中国シンクタンク
「華語智库」と尖閣
諸島、南シナ海につ
いて討論



2022年3月16日

国際シンポジウム

「自由で開かれた海洋秩序に向けた日・太平洋児湯力」
オーストラリア、ミクロネシア連邦大使、フィジー、
台湾のパネリストと太平洋協力について徹底討論

JFIR国際シンポジウム

自由で開かれた海洋秩序構築に向けた
日・太平洋協力

2022年3月16日(木)14時—16時

ZOOM ウェビナー

日英同時通訳付





日本の外交・安全保障問題に関する理解増進

【政策レポートによる情報発信】

研究メンバーによる最新のコメントリーを纏めて対外発信。

事業の目的を端的に説明し、以降「メンバー構成」、「コメンタリー」、「活動日誌」、「報告」、「動画配信」、「出版案内」、「政策提言」などの項目に分けて事業成果をHPに掲載し対外発信。（写真中央下）

分科会の紹介、テーマに関する最新の国際情勢を開設した対談動画のYouTubeでの公開。

英語による成果報告の積極的な配信（右下写真）

公益財団法人日本国際フォーラム
JFIR Policy Report



2022年3月31日

HOME | 日本国際フォーラム (JFIR) とは | 政策提言 | 公開討論 | 調査研究 | 情報収集 | 国際交流 | 国際枠組 | 広報啓発

HOME / 研究会 / 海洋秩序構築の多面的展開- 海洋「世論」の創生と拡大

海洋秩序構築の多面的展開- 海洋「世論」の創生と拡大

国際シンポジウム「海洋安全保障のグローバル化に向けて
- 国連海洋法条約による南シナ海問題 -
International Symposium "Globalization of Maritime Security:
The South China Sea from Viewpoints of Territorial Non-Claimants"

2022年4月15日(金) 14:00-17:00 (JST) | 1510-3043
〒100-8302 東京都千代田区千代田 1-1-1 日本国際フォーラム
JFIR 1F 大会ホール (JFIR 1F 大会ホール)

本研究会は、中国の積極的な海洋進出など、既存の海洋秩序の動揺に対して国際社会が有効に対処しきれ

研究会

Commentary

February 22, 2022

Searching for the Objectives of China's Revised Maritime Traffic Safety Law of the People's Republic of China

SAKAMOTO Shigeki
Professor Emeritus, Kobe University

Introduction

On April 29, 2021, the Standing Committee of the People's Congress of China adopted the Revised Maritime Traffic Safety Law (MTSL), which was enacted on September 1 of 2021. In comparison to the Maritime Traffic Safety Law of 1983, the revisions greatly strengthened the authority of the China Maritime Safety Administration (CMSA), which is responsible for maritime traffic safety management.

As is the case with the Coast Guard Law (CGL) of the People's Republic of China, which went into effect on February 1, 2021, the purpose of this revision was not limited to merely "strengthening maritime traffic control and maintaining maritime traffic order." One of the purposes of the revised MTSL was to "protect national interests" (Article 1) and stipulated that its scope of application included the following: "This law shall be applicable to the navigation, berthing, operations, and other activities relevant to maritime traffic safety" (Article 2). The use of the vague phrase "sea areas under the jurisdiction of the People's Republic of China," indicates that the scope of application includes sea areas that